

「福島県過疎地域持続的発展方針（案）」に係る

県民意見募集要領

令和 7 年 9 月 5 日
福島県企画調整部地域振興課

県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和 8 年度から 5 年間に係る県の過疎地域持続的発展に関する基本的事項として、また、過疎地域市町村の持続的発展計画の指針として、福島県過疎地域持続的発展方針（以下、「発展方針」といいます。）の策定を進めております。

発展方針の案を公表しますので、ぜひ御意見をお寄せください。

1 募集する案件

福島県過疎地域持続的発展方針（案）に対する御意見

2 募集期間

令和 7 年 9 月 5 日（金）～令和 7 年 10 月 6 日（月）

※郵送の場合には、最終日の消印有効です。

3 応募資格

- (1) 県内に住所を有する個人及び団体並びに県内に通勤・通学している方
- (2) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により県外に避難されている方

4 資料の入手方法

県のホームページ（※）に掲載するほか、次の県機関で閲覧できます。

- (1) 福島県企画調整部地域振興課（県庁本庁舎 5 階）
- (2) 福島県県政情報センター（県庁西庁舎 1 階）
- (3) 福島県県政情報コーナー（県北を除く各地方振興局）

なお、資料の郵送を希望される場合には、住所、氏名を明記の上、140 円切手と角 2 封筒を同封して、下記の問い合わせ先まで請求してください。

※県のホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/tiikishinkou-19.html>

5 意見の提出方法

「県民意見提出書」により、住所、氏名（団体名）、電話番号を明記のうえ、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法により、下記の意見の提出先まで提出してください。

6 注意事項

- (1) 匿名及び電話による意見は受け付けできませんので、御注意願います。
- (2) 提出いただいた書類等は、返却いたしません。
- (3) 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、予め御了承願います。

7 意見の取扱い

- (1) 提出いただいた御意見は、発展方針策定に当たっての参考とさせていただきます。
- (2) 提出いただいた御意見の概要及びその検討結果については、住所、氏名等の個人情報を除き、県のホームページで一定期間公表します。

8 お問い合わせ・意見の提出先

福島県企画調整部地域振興課

郵便番号：960—8670

住所：福島市杉妻町2番16号

電話：024—521—7114

FAX：024—521—7912

メールアドレス：tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ：(福島県HP>総合案内>組織別案内>企画調整部

>地域振興課>福島県過疎地域持続的発展方針・計画について

>福島県過疎地域持続的発展方針（案）について